

高第1091号
令和8年3月19日

各県所管介護保険施設運営法人代表者
各県所管介護サービス事業所運営法人代表者 } 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

令和8年度介護職員等処遇改善加算に関する事務処理について

平素より、県の高齢者福祉施策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員等の賃金改善に充てることを目的に実施されている標記の加算について、令和8年度分の計画書様式等を下記の県公式ホームページに掲載しました。ついては、内容をご確認いただき、加算を算定される場合は期限までに必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 計画書様式・提出先等に関する掲載ページ
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/25109.html>
- 2 介護給付費算定に係る体制等一覧表等の提出期限
 - 令和8年4月1日（水）まで
 - ※ 令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービスの介護サービス事業所（加算新設事業所）のみの場合は令和8年5月15日（金）まで
- 3 処遇改善計画書の提出期限
 - 令和8年4月15日（水）まで
 - ※ 加算新設事業所のみの場合は令和8年6月15日（月）まで
- 4 処遇改善計画書等の提出先および問合せ先
施設・事業所所在地を所管する県事務所（岐阜圏域内にあつては岐阜地域福祉事務所）
- 5 処遇改善加算の制度に関する外部相談窓口
介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口
電話番号：050-3733-0222
受付時間：9時00分から18時00分まで（土日・祝日含む）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係	
TEL	058-272-8298（直通）
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp